

農業をしているみなさんへ 災害復旧・農業経営各種補助一覧

問い合わせ 農林水産課 ☎ 78-3112（内241）

津奈木町では、災害に伴う農地などの復旧作業や、農業における担い手（後継者）の育成や就農支援、農作業の負担を軽減し、継続的で安定した農業経営を応援するため、さまざまな補助制度を準備しています。

内容は次のとおりとなっていますので、事業の活用を希望される人は事前に相談してください。

【災害復旧事業費補助】

事業名	対象	補助対象経費	補助率	条件
農地等小災害復旧事業費補助金	住民	町民が有し、町内または本町に隣接する農地における国庫補助の対象とならない農地・農林水産施設などの復旧事業費	70%以内	補助対象事業費 農地：10~40万円 施設：10~60万円

【農作業負担軽減・資材などの購入補助】

事業名	対象	補助対象経費	補助率	条件
農業用資材購入事業補助金（農作業省力化資材）	認定農業者 認定新規就農者 家菜つなぎ隊 直売所出荷農家	防草シート、マルチなど農作業の省力化につながる資材の購入費 （消耗品に類する物を対象とし、機械などの購入費用は対象外）	2分の1以内	補助上限額：5万円
農業用資材購入事業補助金（環境配慮型農業推進資材）	環境配慮型農業に取り組む 認定農業者 認定新規就農者 家菜つなぎ隊 直売所出荷農家	有機質肥料、酵素、マルチ等環境配慮型農業に取り組むための資材購入費 （消耗品に類する物を対象とし、機械等の購入費用は対象外）	3分の2以内	補助上限額：7万円
電気柵等設置事業補助金	農家 法人	農作物の鳥獣被害を防止するための電気柵・金網などの設置費	2分の1以内	補助上限額：10万円
農作業支援事業補助金	(株)それいゆアグリに農作業を委託する町内の農業者	(株)それいゆアグリに作業を委託時に必要な料金（利用料）	定額 （375円/時） （3,000円/日）	作業員料金1人1万円/日 （1,250円/時）の一部補助 ※上限：1人あたり年間120時間
苗床ハウス補助金	家菜つなぎ隊 加入者	簡易ハウス（0.5a）のハウス資材購入費	3分の2以内	家菜つなぎ隊への加入

【基盤整備などの補助】

事業名	対象	補助対象経費	補助率	条件
耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業補助金	認定農業者 認定新規就農者	次の整備経費 ①農業用排水施設 ②農道、作業道 ③暗渠排水 ④客土	70%以内 ※令和3年度は70%補助 その後は2分の1補助	補助上限額 150万円 ①②：受益者2戸以上、20a以上 ③④：受益面積約10a ※施工は町内業者のみ。

【就農支援などの補助】

事業名	対象	補助対象経費	補助率	条件
農業後継者・新規就農者育成支援事業補助金	新規就農者 就農後継者	①就農奨励金 （後継者15万円・新規就農者10万円） ②農業機械・施設取得費用	①定額 ②2分の1以内	②補助上限額：80万円
農業体験事業補助金	農業体験受け入れ農家	担い手育成を目的とした実践的農業研修の受け入れ、宿泊提供にかかる経費	定額	研修受入：1週間4万円/人 宿泊含む：1週間8万円/人

町内に空き家をお持ちの人へ 空き家バンクに登録しませんか

問い合わせ 政策企画課 ☎ 78-3114（内222）

津奈木町では、空き家を売りたい人や貸したい人に空き家物件を登録していただき、空き家の利用希望者へ情報を提供する空き家バンク制度を運用しています。空き家バンクへの登録要件や補助制度の活用など、詳しくはお問い合わせください。

空き家バンクに登録して入居者が見つかるこんなメリットがあります

使ってもらうことで
家の老朽化が防げた！

住んでもらうから
防犯の面で安心！

入居者が見つかり
家賃収入が入った！

家財の処分などに
補助金が使えた！

空き家バンク登録物件には次の補助制度があります

空き家リフォーム補助制度

▼対象者

空き家バンクに登録された空き家に、売買または賃貸借契約を結んで入居する人で、次の全てに当てはまる場合

- ①本町に住民票がある人または本町に5年以上定住しようとする転入者
- ②本町空き家バンク利用希望登録者
- ③空き家の所有者などの3親等以内の親族またはこれと同等と認められない人

▼対象事業（次の全てに当てはまる事業）

- ①補助対象者が自ら定住する目的で売買または賃貸借契約を結んだ登録空き家の改修を行う事業
※補助対象になる改修内容については、お問い合わせください。
- ②町内施工業者が行う事業

▼内容

費用の3分の2を補助（限度額50万円）

空き家家財道具処分等補助制度

▼対象者

次のいずれかに当てはまる人

- ①空き家バンクに登録された空き家の所有者
- ②空き家バンクに登録された空き家に売買または賃貸借契約を結んで入居する人で、所有者から家財処分などを委任された人
※所有者などが3親等以内の親族またはこれと同等と認められる人に売却・賃貸する場合は対象外です。

▼対象経費

- ①ごみの処分費
- ②家財の移設費
- ③特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）で指定された家電製品の処分費
- ④敷地内の樹木伐採・草刈などの経費
- ⑤空き家内の清掃費

▼内容

費用の10分の10を補助（限度額10万円）

※売買などの契約を結んだ後の限度額：30万円

空き家バンク登録には要件があります

老朽化が激しい空き家や、県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）に存在する空き家はバンクへ登録できません。